

【別紙4-1】指定管理者制度に係る公募条件の概要（素案）

1 指定管理者の条件

以下に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 社会福祉法人であること。
- (2) 長野県内に本社、本店又は事業所等を有すること。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス（同条第 7 項に規定する生活介護及び同条第 10 項に規定する施設入所支援に限る。）及び相談支援（同条第 18 項に規定する計画相談支援及び同条第 19 項に規定する基本相談支援）の実績があること。
- (4) 施設の運営に意欲を有し、継続的・安定的な運営をすることについて、資金の調達、人材の確保等が十分に可能であること。
- (5) ただし、次の事項のいずれかに該当する団体等は、応募の資格がないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体等

イ 佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱（平成 24 年佐久市告示第 8 号）及び佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成 24 年佐久市告示 109 号）に基づく入札参加等停止中の団体等

ウ 佐久市、佐久市教育委員会又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から 1 年を経過しない団体等

エ 佐久市、佐久市教育委員会又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から 6 か月を経過しない団体等

オ 税（国税、都道府県税及び市町村税をいう。事項において同じ。）を滞納している団体等

カ 団体等の代表者が税を滞納している団体等

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされ、この手続が終了していない団体等

ク 施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を

- 取り消され、その取消しの日から1年を経過しない団体等
- ケ 施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、停止期間満了の日から3か月を経過しない団体等
- コ 次に掲げる者が、理事、取締役、監査役、無限責任社員若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に関与している団体等

(ア) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第6条に規定する者）

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 指定管理の条件

(1) 指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。

なお、定員は60名とする。

- ア 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所及び同条第10項に規定する施設入所支援に限る。）に関する業務
- イ 相談支援（障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援及び同条第19号に規定する基本相談支援をいう。）に関する業務
- ウ 施設及び設備の運営、維持管理に関する業務
- エ 家族会に関する業務
- オ 上記に掲げるものの他、施設の運営に関する業務のうち、佐久市長のみの権限に属する事務を除き、佐久市長が必要と認める業務

(2) 指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

ただし、指定期間内であっても、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがある。

(3) 当該施設については、利用料金制を採用するため、利用者が支払う利用料金等は、指定管理者の収入とする。

また、指定管理者からの請求に基づいて長野県国民健康保険団体連合会から支払われる自立支援給付費についても、同様に指定管理者の収入とする。

(4) 指定管理料は、支払わないことを想定している。

なお、サウンディングを通じて得られた情報を踏まえ、その可否を含めて今後検討する予定である。

- (5) 施設の管理運営に当たっての基準は、別紙5「佐久市障害者支援施設「臼田学園」指定管理業務仕様書（素案）」のとおりとする。
- (6) 施設の管理運営に当たっては、関係法令及び佐久市と指定管理者が締結する協定等を遵守すること。
- (7) 施設を管理運営するに当たっての個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び佐久市個人情報保護条例を遵守すること。

3 施設の運営に関する条件

- (1) 指定管理者制度導入前からの利用者の継続利用については、利用者本人の意思を尊重し、正当な理由なくこれを拒むことがないようにすること。
- (2) 職員の配置に当たっては、法令等の基準を満たすとともに、安定的かつ十分な支援を実施するために必要な職員を配置すること。

なお、現に当該施設に配属されている職員のうち、指定管理者制度導入後も引き続き就労することを希望する者については、できるだけ雇用を継続するよう努めること。

また、職員を新たに雇用する場合は、佐久市内の居住者から雇用するよう努めること。

- (3) 利用者、家族との話し合いの場を設け、定期的に施設運営やサービス等について意見を聴取するとともに、意見や要望については、真摯に受け止め、誠意をもって対応すること。
- (4) 地域関係者との話し合いの場を設け、定期的に施設運営等について意見を聴取するとともに、地域住民との交流行事を設けるなど、地域に根差した施設づくりに努めること。
- (5) 食材料及び燃料など日常的なものを購入する場合は、佐久市内に本社・本店などがある事業者から購入するよう努めること。

4 その他の条件

- (1) 施設については、現在、広域避難場所及び福祉避難所として指定されているが、指定管理者制度の導入後においても、指定を継続する可能性があるため留意すること。
- (2) 指定管理者制度の導入直後における安定的な施設運営に支障を来さないため、遅くとも移行の3か月程度前には、打ち合わせを開始するなど、引継ぎには万全を期すること。

なお、現在の利用者に対する支援についても、可能な限り指定管理者制度導入前の実施方法を継続すること。

- (3) 指定管理者制度の導入に際して必要となった書類作成や諸手続きに要した全ての経費は、運営事業者の負担とすること。

なお、運営事業者は、本業務の実施に先立ち、関係官庁等に対して必要な許認可、届出等を事前の準備行為として漏れなく処理しておくこと。

☆ケース1の場合

- (4) 指定管理者の応募に当たっては、指定管理者として施設を一定期間（5年程度）運営した後に、佐久市から施設、建物及び物品の譲渡又は貸付けを受け、施設の運営を継続することを条件とする。

なお、譲渡又は貸付けに当たっての条件の詳細は、別紙4-2「民営化に係る公募条件の概要（素案）」に準じる。

☆ケース2の場合

- (4') 指定管理者の応募に当たっては、指定管理者として施設を一定期間（5年程度）運営した後に、その時点での利用者全員を受け入れることが可能な施設を市内に整備することを条件とする。

この場合、佐久市は、当該施設の施設整備費の一部を補助する補助制度を創設し、指定管理者を補助対象者として補助金を交付する。

なお、補助金交付に当たっての条件の詳細は、別紙4-3「補助制度の創設に係る公募条件の概要（素案）」に準じる。